

市税納税通知書等作成業務公募型プロポーザルの実施について

市税納税通知書等作成業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

四国中央市長 篠原



1 業務の概要

(1) 業務名

市税納税通知書等作成業務

(2) 業務の内容

四国中央市が納税者等に送付する納税通知書、納付（納入）通知書等に関し、用紙の印刷、印字及び封筒の作成並びに封入封緘作業を一括して委託することにより、税情報等の機密保持の徹底を図るとともに、事務負担の軽減及び作業の効率化を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日（土）まで

(4) 提案上限額

提案上限額は、53,677,195 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。ただし、次に掲げる項目ごとの提案上限額を超えないものとする。

ア 固定資産税

17,503,860 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 市県民税

11,734,635 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ウ 国民健康保険料

11,588,500 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

エ 後期高齢者医療保険料

12,850,200 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

注 上記アからエまでの提案上限額は、プログラムの作成費用、材料費及び処理費用等の全ての経費を含む。

2 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 四国内に本店、支店又は営業所等のいずれかを有し、入札参加資格審査申請書（令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）又は令和

- 7・8年度入札参加資格審査申請書（物品）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を令和7年3月28日（金）までに提出し、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 参加表明書の提出日までに官公庁が発注した本業務と同種又は類似業務を元請けとして完了した実績を有する者であること。
- (8) プライバシーマークの取得又はISO27001の認証が完了していること。
- (9) 仕様書等に記載の内容及び提案書に記載した内容を確実に遂行できる者であること。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市政策部税務課固定資産税係

住 所 〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号 0896-28-6205

FAX番号 0896-28-6058

電子メールアドレス zeimuka@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配付期間、場所及び方法

公告の日から令和7年4月21日（月）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和7年4月4日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

令和7年4月9日（水）から同月21日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から

午後5時までに上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市税納税通知書等作成業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。

6 その他

その他詳細については、企画提案実施要領による。